

議第88号

令和7年度山形県一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度山形県一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

山形県一般会計補正予算は、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第6号

令和7年度山形県一般会計補正予算（第10号）

令和7年度山形県の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ755,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ720,064,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		119,400,000	2,700,000	122,100,000
	1 県 民 税	39,739,000	441,000	40,180,000
	2 事 業 税	25,449,000	822,000	26,271,000
	3 地 方 消 費 税	26,054,000	1,047,000	27,101,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,979,000	75,000	2,054,000
	5 県 た ば こ 税	1,135,000	1,000	1,136,000
	6 ゴルフ場利用税	99,000		99,000
	7 軽油引取税	8,204,000	330,000	8,534,000
	8 自 動 車 税	16,541,000	△ 17,000	16,524,000
	9 鉦 区 税	2,000		2,000
	10 狩 猟 税	3,000		3,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	195,000	1,000	196,000
2 地方消費税清算金		60,531,000		60,531,000
	1 地方消費税清算金	60,531,000		60,531,000
3 地方譲与税		26,575,962	6,829	26,582,791
	1 特別法人事業譲与税	23,700,000	124,263	23,824,263
	2 地方揮発油譲与税	2,460,000	△ 118,299	2,341,701
	3 石油ガス譲与税	100,000	△ 2,761	97,239
	4 自動車重量譲与税	180,000	6,898	186,898

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 森林環境譲与税	95,962	△ 3,922	92,040
	7 航空機燃料譲与税	40,000	650	40,650
4 地方特例交付金		613,549		613,549
	1 地方特例交付金	613,549		613,549
5 地方交付税		198,356,469	1,640,296	199,996,765
	1 地方交付税	198,356,469	1,640,296	199,996,765
6 交通安全対策特別交付金		250,000	△ 2,539	247,461
	1 交通安全対策特別交付金	250,000	△ 2,539	247,461
7 分担金及び負担金		5,207,287		5,207,287
	1 分担金	3,632,414		3,632,414
	2 負担金	1,574,873		1,574,873
8 使用料及び手数料		6,025,932		6,025,932
	1 使用料	4,335,346		4,335,346
	2 手数料	117,590		117,590
	3 県証紙収入	1,572,996		1,572,996
9 国庫支出金		118,723,199	513,750	119,236,949
	1 国庫負担金	34,223,863		34,223,863
	2 国庫補助金	81,839,359	513,750	82,353,109
	3 委託金	2,659,977		2,659,977
10 財産収入		1,441,568		1,441,568

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 財産運用収入	566,038		566,038
	2 財産売却収入	875,530		875,530
11 寄附金		2,749,788		2,749,788
	1 寄附金	2,749,788		2,749,788
12 繰入金		15,737,794	△ 4,356,731	11,381,063
	1 特別会計繰入金	686,085		686,085
	2 基金繰入金	14,851,709	△ 4,356,731	10,494,978
	3 公営企業繰入金	200,000		200,000
13 繰越金		5,324,397		5,324,397
	1 繰越金	5,324,397		5,324,397
14 諸収入		89,633,755	253,395	89,887,150
	1 延滞金、加算金及び過料等	74,687		74,687
	2 県預金利子	95,259		95,259
	3 公営企業貸付金元利収入	14,000,000		14,000,000
	4 貸付金元利収入	68,239,874		68,239,874
	5 受託事業収入	1,270,662		1,270,662
	6 収益事業収入	1,871,954	253,395	2,125,349
	8 雑収入	4,081,319		4,081,319
15 県債		68,738,300		68,738,300
	1 県債	68,738,300		68,738,300

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入合計		719,309,000	755,000	720,064,000

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,142,703		1,142,703
	1 議会費	1,142,703		1,142,703
2 総務費		39,127,844	△ 219,692	38,908,152
	1 総務管理費	20,692,548	△ 219,692	20,472,856
	2 企画費	7,459,303		7,459,303
	3 徴税費	4,708,404		4,708,404
	4 市町村振興費	806,251		806,251
	5 選挙費	1,601,352		1,601,352
	6 防災費	2,720,248		2,720,248
	7 統計調査費	878,584		878,584
	8 人事委員会費	127,903		127,903
	9 監査委員費	133,251		133,251
	3 民生費		86,858,079	36,316
1 社会福祉費		60,512,178		60,512,178
2 児童福祉費		24,568,270		24,568,270
3 生活保護費		1,710,816	36,316	1,747,132
4 災害救助費		66,815		66,815
4 衛生費		28,701,086		28,701,086
	1 公衆衛生費	3,287,089		3,287,089
	2 環境衛生費	3,130,462		3,130,462

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 保健所費	1,630,630		1,630,630
	4 医薬費	20,652,905		20,652,905
5 労働費		3,729,444		3,729,444
	1 労政費	2,390,367		2,390,367
	2 職業訓練費	761,884		761,884
	3 失業対策費	500,423		500,423
	4 労働委員会費	76,770		76,770
6 農林水産業費		57,848,879		57,848,879
	1 農業費	12,055,381		12,055,381
	2 畜産業費	3,110,078		3,110,078
	3 農地費	33,108,176		33,108,176
	4 林業費	7,574,606		7,574,606
	5 水産業費	2,000,638		2,000,638
7 商工費		77,400,576		77,400,576
	1 商業費	70,247,754		70,247,754
	2 工鉱業費	5,629,408		5,629,408
	3 観光費	1,523,414		1,523,414
8 土木費		96,230,276	1,520,032	97,750,308
	1 土木管理費	2,981,538		2,981,538
	2 道路橋りょう費	49,108,803	1,515,883	50,624,686

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	31,958,325		31,958,325
	4 港湾費	4,712,639	4,149	4,716,788
	5 都市計画費	4,873,857		4,873,857
	6 住宅費	2,595,114		2,595,114
9 警察費		28,410,440	△ 18,447	28,391,993
	1 警察管理費	26,402,111	△ 18,447	26,383,664
	2 警察活動費	2,008,329		2,008,329
10 教育費		115,402,761	△ 593,432	114,809,329
	1 教育総務費	17,200,596	△ 1,436	17,199,160
	2 小学校費	35,312,294	△ 216,815	35,095,479
	3 中学校費	20,683,781	△ 164,315	20,519,466
	4 高等学校費	26,217,649	△ 132,249	26,085,400
	5 特別支援学校費	10,435,601	△ 78,617	10,356,984
	6 大学費	3,360,962		3,360,962
	7 社会教育費	1,346,655		1,346,655
	8 保健体育費	845,223		845,223
11 災害復旧費		20,991,563		20,991,563
	1 農林水産施設災害復旧費	5,625,139		5,625,139
	2 公共土木施設災害復旧費	15,216,440		15,216,440
	3 教育施設災害復旧費	29,867		29,867

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社会福祉施設災害復旧費	120,117		120,117
12 公債費		87,657,343		87,657,343
	1 公債費	87,657,343		87,657,343
13 諸支出金		75,758,006	30,223	75,788,229
	2 公営企業貸付金	14,000,000		14,000,000
	3 地方消費税清算金	26,805,000		26,805,000
	4 利子割交付金	300,111		300,111
	5 配当割交付金	660,506		660,506
	6 株式等譲渡所得割交付金	1,108,338	30,223	1,138,561
	7 法人事業税交付金	1,884,022		1,884,022
	8 地方消費税交付金	30,382,000		30,382,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	69,800		69,800
	10 環境性能割交付金	548,229		548,229
14 予備費		50,000		50,000
	1 予備費	50,000		50,000
<b>歳出合計</b>		<b>719,309,000</b>	<b>755,000</b>	<b>720,064,000</b>

# 令和7年度一般会計補正予算に 関する説明書

# 目 次

- 一 一般会計歳入歳出補正予算（第 10 号）事項別明細書
  - 1 総 括
  - 2 歳 入
  - 3 歳 出

**一 一般会計歳入歳出補正予算(第10号)事項別明細書**

# 1 総括

# (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	119,400,000	2,700,000	122,100,000
2 地方消費税清算金	60,531,000		60,531,000
3 地方譲与税	26,575,962	6,829	26,582,791
4 地方特例交付金	613,549		613,549
5 地方交付税	198,356,469	1,640,296	199,996,765
6 交通安全対策特別交付金	250,000	△ 2,539	247,461
7 分担金及び負担金	5,207,287		5,207,287
8 使用料及び手数料	6,025,932		6,025,932
9 国庫支出金	118,723,199	513,750	119,236,949
10 財産収入	1,441,568		1,441,568
11 寄附金	2,749,788		2,749,788
12 繰入金	15,737,794	△ 4,356,731	11,381,063
13 繰越金	5,324,397		5,324,397

款	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入	89,633,755	253,395	89,887,150
15 県 債	68,738,300		68,738,300
歳 入 合 計	719,309,000	755,000	720,064,000

# (歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
1 議会費	1,142,703		1,142,703				
2 総務費	39,127,844	△ 219,692	38,908,152			△ 1,200,000	980,308
3 民生費	86,858,079	36,316	86,894,395				36,316
4 衛生費	28,701,086		28,701,086				
5 労働費	3,729,444		3,729,444				
6 農林水産業費	57,848,879		57,848,879				
7 商工費	77,400,576		77,400,576				
8 土木費	96,230,276	1,520,032	97,750,308	513,750			1,006,282
9 警察費	28,410,440	△ 18,447	28,391,993				△ 18,447
10 教育費	115,402,761	△ 593,432	114,809,329				△ 593,432
11 災害復旧費	20,991,563		20,991,563				
12 公債費	87,657,343		87,657,343				

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
13 諸支出金	75,758,006	30,223	75,788,229				30,223
14 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	719,309,000	755,000	720,064,000	513,750		△ 1,200,000	1,441,250

2 歳

入

第1款 県

税 第1項 県

民

税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	36,783,000	329,000	37,112,000	現年課税分	290,000	均等割 税率 1人につき 2,000円 所得割 税率 100分の4 配当割 税率 100分の5 株式等譲渡所得割 税率 100分の5
				滞納繰越分	39,000	
2 法人	2,511,000	74,000	2,585,000	現年課税分	74,000	均等割 税率 1法人につき 880,000円 594,000円 143,000円 55,000円 22,000円 法人税割 税率 100分の1 100分の1.8
3 利子割	445,000	38,000	483,000	現年課税分	38,000	税率 100分の5
計	39,739,000	441,000	40,180,000			

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	1,209,000	3,000	1,212,000	現年課税分	2,000	第1種事業 税率 100分の5 第2種事業 税率 100分の4 第3種事業 税率 100分の3 100分の5
				滞納繰越分	1,000	
2 法人	24,240,000	819,000	25,059,000	現年課税分	820,000	所得等課税法人 普通法人 外形標準課税の適用対象法人 所得割 税率 100分の1.0 付加価値割 税率 100分の1.2 資本割 税率 100分の0.5 外形標準課税の非対象法人 税率 100分の3.5 100分の5.3 100分の7 特別法人 税率 100分の3.5 100分の4.9 収入金額課税法人 収入割 税率 100分の1 収入金額等課税法人 外形標準課税の適用対象法人 収入割 税率 100分の0.75 付加価値割 税率 100分の0.37 資本割 税率 100分の0.15 外形標準課税の非対象法人 収入割 税率 100分の0.75 所得割 税率 100分の1.85

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				滞納繰越分	△ 1,000	
計	25,449,000	822,000	26,271,000			

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 譲渡割	24,778,000	866,000	25,644,000	譲渡割	866,000	税率 78分の22
2 貨物割	1,276,000	181,000	1,457,000	貨物割	181,000	税率 78分の22
計	26,054,000	1,047,000	27,101,000			

第1款 県

税 第4項 不 動 産 取 得 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産取得税	1,979,000	75,000	2,054,000	現年課税分	75,000	税率 100分の3 100分の4
計	1,979,000	75,000	2,054,000			

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県 た ば こ 税	1,135,000	1,000	1,136,000	現 年 課 税 分	1,000	税率 千本につき 1,070円
計	1,135,000	1,000	1,136,000			

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 軽油引取税	8,204,000	330,000	8,534,000	現年課税分	330,000	税率 1キロリットルにつき 32,100円
計	8,204,000	330,000	8,534,000			

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割	1,368,000	△ 91,000	1,277,000	現年課税分	△ 91,000	税率 100分の0.5 100分の1 100分の2 100分の3
2 種別割	15,173,000	74,000	15,247,000	現年課税分	73,000	税率 定額
				滞納繰越分	1,000	
計	16,541,000	△ 17,000	16,524,000			

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 産業廃棄物税	195,000	1,000	196,000	現年課税分	1,000	税率 1トンにつき 1,000円
計	195,000	1,000	196,000			

第3款 地方譲与税 第1項 特別法人事業譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別法人事業譲与税	23,700,000	124,263	23,824,263	特別法人事業譲与税	124,263	
計	23,700,000	124,263	23,824,263			

第3款 地方譲与税 第2項 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	2,460,000	△ 118,299	2,341,701	地方揮発油譲与税	△ 118,299	
計	2,460,000	△ 118,299	2,341,701			

第3款 地方譲与税 第3項 石油ガス譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 石油ガス譲与税	100,000	△ 2,761	97,239	石油ガス譲与税	△ 2,761	
計	100,000	△ 2,761	97,239			

第3款 地方譲与税 第4項 自動車重量譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	180,000	6,898	186,898	自動車重量譲与税	6,898	
計	180,000	6,898	186,898			

第3款 地方譲与税 第6項 森林環境譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	95,962	△ 3,922	92,040	森林環境譲与税	△ 3,922	
計	95,962	△ 3,922	92,040			

第3款 地方譲与税 第7項 航空機燃料譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 航空機燃料譲与税	40,000	650	40,650	航空機燃料譲与税	650	
計	40,000	650	40,650			

第5款 地方交付税 第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	198,356,469	1,640,296	199,996,765	地方交付税	1,640,296	
計	198,356,469	1,640,296	199,996,765			

第6款 交通安全対策特別交付金 第1項 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	250,000	△ 2,539	247,461	交通安全対策特別交付金	△ 2,539	
計	250,000	△ 2,539	247,461			

第9款 国庫支出金 第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
11 土木費国庫補助金	30,118,206	513,750	30,631,956	道路除雪費補助	1,559,186	
				防災・安全社会資本整備交付金	△ 1,045,436	
計	81,839,359	513,750	82,353,109			

第12款 繰 入 金 第2項 基 金 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	14,851,709	△ 4,356,731	10,494,978	財政調整基金繰入金	△ 3,156,731	
				県有施設整備基金繰入金	△ 1,200,000	
計	14,851,709	△ 4,356,731	10,494,978			

第14款 諸 収 入 第6項 収 益 事 業 収 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1宝くじ収入	1,871,954	253,395	2,125,349	宝くじ収入	253,395	
計	1,871,954	253,395	2,125,349			

3 歳

出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 一般管理費	13,312,693	△ 219,692	13,093,001				△ 219,692	3 職員手当等	△ 219,692	退職手当
計	20,692,548	△ 219,692	20,472,856				△ 219,692			

第2款 総務費 第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 計画調査費	6,606,246		6,606,246			△ 1,200,000	1,200,000			
計	7,459,303		7,459,303			△ 1,200,000	1,200,000			

第3款 民 生 費 第3項 生 活 保 護 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 扶助費	1,618,536	36,316	1,654,852				36,316	20 扶助費	36,316	
計	1,710,816	36,316	1,747,132				36,316			

第8款 土 木 費 第2項 道 路 橋 り ょ う 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 道路橋りょう維持費	9,317,106	1,515,883	10,832,989	513,750			1,002,133	11 需用費	△ 56,845	一般需用費
								12 役員費	294	
								13 委託料	1,573,034	
								14 使用料及び賃借料	1	
								19 負担金、補助及び交付金	△ 601	消雪施設管理費負担金
計	49,108,803	1,515,883	50,624,686	513,750			1,002,133			

第 8 款 土 木 費 第 4 項 港 湾 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 港湾管理費	761,901	4,149	766,050				4,149	13 委託料	4,149	
計	4,712,639	4,149	4,716,788				4,149			

第9款 警 察 費 第1項 警 察 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 警察本部費	23,664,421	△ 18,447	23,645,974				△ 18,447	3 職員手当等	△ 18,447	退職手当
計	26,402,111	△ 18,447	26,383,664				△ 18,447			

第10款 教 育 費 第1項 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 事務局費	3,329,213	△ 1,436	3,327,777				△ 1,436	3 職員手当等	△ 1,436	退職手当
計	17,200,596	△ 1,436	17,199,160				△ 1,436			

第10款 教 育 費 第2項 小 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 教職員費	35,312,294	△ 216,815	35,095,479				△ 216,815	3 職員手当等	△ 216,815	退職手当
計	35,312,294	△ 216,815	35,095,479				△ 216,815			

第10款 教 育 費 第3項 中 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 教職員費	20,683,781	△ 164,315	20,519,466				△ 164,315	3 職員手当等	△ 164,315	退職手当
計	20,683,781	△ 164,315	20,519,466				△ 164,315			

第10款 教 育 費 第4項 高 等 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 高等学校総務費	19,949,754	△ 132,249	19,817,505				△ 132,249	3 職員手当等	△ 132,249	退職手当
計	26,217,649	△ 132,249	26,085,400				△ 132,249			

第10款 教 育 費 第5項 特 別 支 援 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 特別支援学校費	10,435,601	△ 78,617	10,356,984				△ 78,617	3 職員手当等	△ 78,617	退職手当
計	10,435,601	△ 78,617	10,356,984				△ 78,617			

第13款 諸 支 出 金 第6項 株式等譲渡所得割交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 株式等譲渡所得割交付金	1,108,338	30,223	1,138,561				30,223	19 負担金、補助及び交付金	30,223	株式等譲渡所得割交付金
計	1,108,338	30,223	1,138,561				30,223			

議第89号

令和8年度山形県一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年度山形県一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

山形県一般会計補正予算は、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和8年度山形県一般会計補正予算（第1号）

令和8年度山形県の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ700,313,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		115,300,000		115,300,000
	1 県 民 税	40,589,000		40,589,000
	2 事 業 税	25,412,000		25,412,000
	3 地 方 消 費 税	26,650,000		26,650,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,957,000		1,957,000
	5 県 た ば こ 税	1,124,000		1,124,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	95,000		95,000
	7 軽 油 引 取 税	4,297,000		4,297,000
	8 自 動 車 税	15,026,000		15,026,000
	9 鉦 区 税	2,000		2,000
	10 狩 猟 税	2,000		2,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	146,000		146,000
2 利子割清算金		543,000		543,000
	1 利子割清算金	543,000		543,000
3 地方消費税清算金		62,400,000		62,400,000
	1 地方消費税清算金	62,400,000		62,400,000
4 地方譲与税		26,612,497		26,612,497
	1 特別法人事業譲与税	24,000,000		24,000,000
	2 地方揮発油譲与税	2,200,000		2,200,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 石油ガス譲与税	100,000		100,000
	4 自動車重量譲与税	180,000		180,000
	6 森林環境譲与税	92,497		92,497
	7 航空機燃料譲与税	40,000		40,000
5 地方特例交付金		5,700,000		5,700,000
	1 地方特例交付金	5,700,000		5,700,000
6 地方交付税		197,500,000		197,500,000
	1 地方交付税	197,500,000		197,500,000
7 交通安全対策特別交付金		220,000		220,000
	1 交通安全対策特別交付金	220,000		220,000
8 分担金及び負担金		1,941,685		1,941,685
	1 分担金	1,148,788		1,148,788
	2 負担金	792,897		792,897
9 使用料及び手数料		6,144,264		6,144,264
	1 使用料	4,410,548		4,410,548
	2 手数料	167,426		167,426
	3 県証紙収入	1,566,290		1,566,290
10 国庫支出金		84,204,269		84,204,269
	1 国庫負担金	33,510,734		33,510,734
	2 国庫補助金	50,038,245		50,038,245

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	655,290		655,290
11 財産収入		2,214,913		2,214,913
	1 財産運用収入	523,681		523,681
	2 財産売却収入	1,691,232		1,691,232
12 寄附金		3,134,590		3,134,590
	1 寄附金	3,134,590		3,134,590
13 繰入金		33,033,590		33,033,590
	1 特別会計繰入金	357,131		357,131
	2 基金繰入金	32,426,459		32,426,459
	3 公営企業繰入金	250,000		250,000
14 繰越金			29,000	29,000
	1 繰越金		29,000	29,000
15 諸収入		105,471,692		105,471,692
	1 延滞金、加算金及び過料等	64,815		64,815
	2 県預金利子	56,176		56,176
	3 公営企業貸付金元利収入	12,500,000		12,500,000
	4 貸付金元利収入	84,353,385		84,353,385
	5 受託事業収入	2,152,320		2,152,320
	6 収益事業収入	1,827,080		1,827,080
	8 雑入	4,517,916		4,517,916

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県債		55,863,500		55,863,500
	1 県債	55,863,500		55,863,500
歳入合計		700,284,000	29,000	700,313,000

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,181,624		1,181,624
	1 議会費	1,181,624		1,181,624
2 総務費		36,882,398	29,000	36,911,398
	1 総務管理費	19,931,257		19,931,257
	2 企画費	7,181,942		7,181,942
	3 徴税費	4,817,733		4,817,733
	4 市町村振興費	833,237		833,237
	5 選挙費	208,273	29,000	237,273
	6 防災費	3,271,283		3,271,283
	7 統計調査費	365,477		365,477
	8 人事委員会費	138,951		138,951
	9 監査委員費	134,245		134,245
3 民生費		87,132,099		87,132,099
	1 社会福祉費	60,270,708		60,270,708
	2 児童福祉費	24,632,356		24,632,356
	3 生活保護費	1,821,659		1,821,659
	4 災害救助費	407,376		407,376
4 衛生費		24,002,038		24,002,038
	1 公衆衛生費	3,387,644		3,387,644
	2 環境衛生費	3,210,495		3,210,495

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 保健所費	1,674,473		1,674,473
	4 医薬費	15,729,426		15,729,426
5 労働費		2,580,147		2,580,147
	1 労政費	1,158,775		1,158,775
	2 職業訓練費	860,959		860,959
	3 失業対策費	479,390		479,390
	4 労働委員会費	81,023		81,023
6 農林水産業費		41,501,896		41,501,896
	1 農業費	13,895,813		13,895,813
	2 畜産業費	1,436,668		1,436,668
	3 農地費	17,961,135		17,961,135
	4 林業費	6,493,403		6,493,403
	5 水産業費	1,714,877		1,714,877
7 商工費		91,606,880		91,606,880
	1 商業費	85,592,717		85,592,717
	2 工鉱業費	4,808,552		4,808,552
	3 観光費	1,205,611		1,205,611
8 土木費		68,227,680		68,227,680
	1 土木管理費	4,046,182		4,046,182
	2 道路橋りょう費	36,452,729		36,452,729

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	16,987,663		16,987,663
	4 港湾費	5,705,902		5,705,902
	5 都市計画費	3,684,368		3,684,368
	6 住宅費	1,350,836		1,350,836
9 警察費		29,174,445		29,174,445
	1 警察管理費	27,100,719		27,100,719
	2 警察活動費	2,073,726		2,073,726
10 教育費		125,477,109		125,477,109
	1 教育総務費	17,381,191		17,381,191
	2 小学校費	37,403,534		37,403,534
	3 中学校費	22,394,159		22,394,159
	4 高等学校費	27,761,512		27,761,512
	5 特別支援学校費	11,173,931		11,173,931
	6 大学費	3,657,507		3,657,507
	7 社会教育費	1,545,054		1,545,054
	8 保健体育費	4,160,221		4,160,221
11 災害復旧費		19,653,271		19,653,271
	1 農林水産施設災害復旧費	5,548,653		5,548,653
	2 公共土木施設災害復旧費	14,104,618		14,104,618
12 公債費		96,690,802		96,690,802

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	96,690,802		96,690,802
13 諸支出金		76,123,611		76,123,611
	2 公営企業貸付金	12,500,000		12,500,000
	3 利子割清算金	432,592		432,592
	4 地方消費税清算金	27,838,000		27,838,000
	5 利子割交付金	384,046		384,046
	6 配当割交付金	647,427		647,427
	7 株式等譲渡所得割交付金	1,086,394		1,086,394
	8 法人事業税交付金	1,765,433		1,765,433
	9 地方消費税交付金	31,337,000		31,337,000
	10 ゴルフ場利用税交付金	68,826		68,826
	11 環境性能割交付金	63,893		63,893
14 予備費		50,000		50,000
	1 予備費	50,000		50,000
<b>歳出合計</b>		<b>700,284,000</b>	<b>29,000</b>	<b>700,313,000</b>

# 令和8年度一般会計補正予算に 関する説明書

# 目 次

- 一 一般会計歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書
  - 1 総 括
  - 2 歳 入
  - 3 歳 出

# 一 一般会計歳入歳出補正予算(第1号)事項別明細書

# 1 総括

# (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	115,300,000		115,300,000
2 利子割清算金	543,000		543,000
3 地方消費税清算金	62,400,000		62,400,000
4 地方譲与税	26,612,497		26,612,497
5 地方特例交付金	5,700,000		5,700,000
6 地方交付税	197,500,000		197,500,000
7 交通安全対策特別交付金	220,000		220,000
8 分担金及び負担金	1,941,685		1,941,685
9 使用料及び手数料	6,144,264		6,144,264
10 国庫支出金	84,204,269		84,204,269
11 財産収入	2,214,913		2,214,913
12 寄附金	3,134,590		3,134,590
13 繰入金	33,033,590		33,033,590

款	補正前の額	補正額	計
14 繰越金		29,000	29,000
15 諸収入	105,471,692		105,471,692
16 県債	55,863,500		55,863,500
歳入合計	700,284,000	29,000	700,313,000

# (歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
1 議会費	1,181,624		1,181,624				
2 総務費	36,882,398	29,000	36,911,398				29,000
3 民生費	87,132,099		87,132,099				
4 衛生費	24,002,038		24,002,038				
5 労働費	2,580,147		2,580,147				
6 農林水産業費	41,501,896		41,501,896				
7 商工費	91,606,880		91,606,880				
8 土木費	68,227,680		68,227,680				
9 警察費	29,174,445		29,174,445				
10 教育費	125,477,109		125,477,109				
11 災害復旧費	19,653,271		19,653,271				
12 公債費	96,690,802		96,690,802				

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
13 諸支出金	76,123,611		76,123,611				
14 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	700,284,000	29,000	700,313,000				29,000

2 歳

入

第14款 繰越金 第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		29,000	29,000	繰越金	29,000	
計		29,000	29,000			

3 歳

出

第2款 総務費 第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
6 県議会議員選挙費	177,063	29,000	206,063				29,000	1 報酬	70	非常勤職員報酬
								3 職員手当等	2,140	時間外勤務手当
								8 報償費	87	
								9 旅費	99	費用弁償 29 普通旅費 70
								11 需用費	2,865	食糧費 20 一般需用費 2,845
								12 役務費	3,088	
								14 使用料及び賃借料	120	
								19 負担金、補助及び交付金	20,531	県議会議員選挙執行経費 市町村交付金 14,352 県議会議員選挙公営費交付金 5,953 県議会議員選挙不在者投票特別交付金 226
計	208,273	29,000	237,273				29,000			

議第90号

山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山形県県税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行等に伴う山形県県税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第7号

山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり山形県県税条例等の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税条例等の一部を改正する条例  
(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条の25」を「第48条の24」に改める。

第6条第1項中「の種別割」を削り、「第9条の16」を「第9条」に改め、「の環境性能割に係るもの及び自動車税」を削る。

第34条の3第1項第3号ロ中「又は教育委員会」を削り、同条第2項第1号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第3号）」に改める。

第48条の11を次のように改める。

第48条の11 削除

第48条の18を次のように改める。

第48条の18 削除

第48条の25を削る。

第67条の2を次のように改める。

第67条の2 削除

第67条の12を次のように改める。

第67条の12 削除

第71条の2第1項中「10万円」を「16万円」に、「本条」を「この条」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」を「34万円」に改める。

第132条第1項中「第145条第3号」を「第145条」に、「当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ」を「その所有者に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第132条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第133条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第134条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第153条第1項」を「第151条第1項」に改める。

第135条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第153条第2項」を「第151条第2項」に改める。

第135条の2から第135条の13までを削る。

第136条（見出しを含む。）から第138条の2（見出しを含む。）までの規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

第139条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「収納計器」を「県税証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項中「種別割を」を「自動車税を」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第5項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第139条の2第1項中「第135条の6第2項及び」を削る。

第139条の5の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「を經由して」を「（法第761条に規定する地方税共同機構をいう。）を經由して」に、「第9条の16」を「第9条」に改める。

第140条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第13条第1項の規定による移転登録」に、「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、同項第1号中「本条」を「この条」に改め、同項第4号中「第132条第3項」を「第132条第2項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第141条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第141条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第142条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第132条第3項」を「第132条第2項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項ただし書中「身体障がい者等」を「身体に障がい有し歩行が困難な者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害又は恩給法（大正12年法律第48号）にいう重度障害若しくは障害を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者」という。）及び精神に障がい有し歩行が困難な者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神疾患を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者等」という。）」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項、第3項及び第5項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第3条の3第2項第2号中「、附則第5条の4の2第1項」を削る。

附則第5条の4の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の4の2に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び附則第22条において「居住年」という。）が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「合計額」を「合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年度分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」に改め、同項第2号中「第2条」を「（昭和22年法律第175号）第2条」に改め、同条第2項中「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改め、同条を附則第5条の4とする。

附則第5条の8第1項中「附則第5条の4の2第1項」を「山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和8年3月県条例第23号）第1条の規定による改正前の山形県県税条例（次項第1号及び次条において「令和8年改正前の県税条例」という。）附則第5条の4の2第1項」に改め、同条第2項第1号中「附則第5条の4の2第1項」を「令和8年改正前の県税条例附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第5条の9中「附則第5条の4の2第1項」を「令和8年改正前の県税条例附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第7条の2第2項中「金額を」を「金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額を」に改める。

附則第8条の2第3項第6号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条の4第1項」に改める。

附則第9条第3項第5号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条の4第1項」に改め、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第10条第3項第6号、附則第12条第4項第6号、附則第12条の2第3項第6号及び附則第12条の8第2項第6号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条の4第1項」に改める。

附則第13条の7を次のように改める。

#### 第13条の7 削除

附則第13条の8及び附則第13条の9第1項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第15条の2の4から附則第15条の2の7までを削る。

附則第15条の3の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第9条の2第1項」を「附則第5条第1項」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に、「第9条の2第5項」を「附則第5条第4項」に、「第9条の2第6項」を「附則第5条第5項」に、「次項第3号」を「以下この条」に改め、「の種別割」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条第6項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。第3項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の第139条第2項に規定する新規登録（以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

附則第15条の3第1項第2号中「第135条の3第1項第3号に規定する」を削り、「以下この条において「軽油自動車」という」を「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第2項中「の種別割」を削り、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同項第2号中「第135条の3第1項第1号イ(イ) aに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「第9条の2第3項」を「附則第5条の2第2項」に、「附則第5条の2第2項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対して課する自動車税の税率については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、前項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

- (1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項に規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第5項に規定する窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第15条の3の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第8項に規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定する窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

附則第15条の3の2第1項中「第132条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削る。

附則第15条の3の3（見出しを含む。）及び第15条の4（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第21条の2第1項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）」に改め、同条第3項の表以外の部分中「、附則第5条の4」を削り、同表中

	法附則第4条の2 第7項第2号	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第7項第2号
--	--------------------	---------------------------------------

附則第5条の4第1項 第2号ロ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）	を
附則第5条の4第3項	法附則第5条の4 第3項	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第5条の4第3項	
	法附則第4条の2 第7項第2号	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第7項第2号	に

改め、同条第4項中「、附則第5条の4」を削る。

附則第22条第1項中「及び附則第5条の4の2」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表を次のように改める。

第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで又は第41条の2	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで又は震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2、	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法

附則第22条第2項を削り、同条第3項中「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第24条及び附則第25条を次のように改める。

第24条及び第25条 削除

附則第26条を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第26条 法附則第54条第1項に規定する自動車等持出困難区域（以下この項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車が、次に掲げる自動車で施行令附則第32条第1項に規定するものに該当することとなった場合には、当該自動車は、第132条第1項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

- (1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
- (2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
- イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止し、又は同条第11項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの
- ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの
- (3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
- イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの
- ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの

附則第29条中「附則第5条の4の2第3項」を「附則第5条の4第3項」に、「附則第22条第3項」を「附則第22条第2項」に改める。

（山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第2条 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成17年7月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「前3条」を「前2条」に改め、同条第3号を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年7月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項及び附則第8項を削り、附則第9項を附則第7項とし、附則第10項を附則第8項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（県民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
（軽油引取税に関する経過措置）
- 4 施行日前に山形県県税条例第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭

化水素油の消費若しくは同条例第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第124条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後分の自動車税について適用する。
- 6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第1条の規定による改正前の山形県県税条例(以下「旧条例」という。)第135条の9第1項、第135条の10第1項又は附則第25条第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第135条の9第6項、第135条の10第2項若しくは附則第25条第2項の規定による還付又は旧条例第135条の9第8項(旧条例第135条の10第4項において準用する場合を含む。)若しくは附則第25条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。
- 8 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 9 附則第6項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第135条の6第2項及び第139条第3項の規定による自動車税の環境性能割及び種別割に係る納税証紙印の押印については、新条例第139条の2第1項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。
- 10 附則第8項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第26条第1項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和3年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付又は同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

議第91号

公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限の認可についての専決処分の承認  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限の認可について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限の認可については、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第8号

公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限の認可についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限を認可することについて専決処分する。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 授業料

(1) 学生	年額535,800円
(2) 大学院研究科の学生	年額535,800円
(3) 研究生	月額29,700円
(4) 科目等履修生	1単位につき14,800円
(5) 特別聴講生	1単位につき14,800円
(6) 聴講生	1単位につき14,800円

2 入学金

(1) 学生（県内に住所を有する者）	282,000円
(2) 学生（県外に住所を有する者）	564,000円
(3) 大学院研究科の学生（県内に住所を有する者）	282,000円
(4) 大学院研究科の学生（県外に住所を有する者）	564,000円
(5) 研究生（県内に住所を有する者）	84,600円
(6) 研究生（県外に住所を有する者）	169,200円
(7) 科目等履修生（県内に住所を有する者）	28,200円
(8) 科目等履修生（県外に住所を有する者）	56,400円

3 入学検定料

(1) 学生	17,000円
(2) 大学院研究科の学生	30,000円
(3) 研究生	9,800円
(4) 科目等履修生	9,800円

4 寮費

(1) 1人部屋	月額25,000円
(2) 2人部屋	月額12,000円